

中国による民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法の意見募集稿の公表

- 両用品目輸出管理条例の制定以降、初めての輸出証明書制度
- 特定の航空部品の修理・メンテナンス等の低リスクの輸出の簡素化
個別許可を得ることなく、自主的に輸出が可能に（事後的管理の強化）

2026 年 10 月 21 日

CISTEC 事務局

10 月 13 日、中国商務部は、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例に基づき、民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法に関する意見募集稿¹を公表した（募集期間は 11 月 13 日まで）。

本件は、民間航空分野の特定の両用品目の輸出について、同条例第 19 条に基づき、輸出者が輸出案件毎に関連情報を登録することで個別に輸出許可証を取得することなく、自ら輸出することを可能とする制度²の具体的な運用例である（同条例では個別許可及び包括許可（第 16 条）、登録・情報記入方式による輸出証明書（第 19 条）の 3 つの許可制度（第 15 条）を定めており、後者の運用例である）。

民間航空部品の輸出については、2006 年に民間航空部品輸出分類管理弁法³が制定され、修理部品やリース目的等の輸出について、商務部に輸出許可証を申請の上、取得した輸出許可証において、有効期間内に通関回数や輸出数量に制限なく、複数回の輸出を行うことを可能としていた一方で、今般の輸出証明書制度は、輸出関連情報の登録を通して自動的に輸出証明書を取得し自主的に輸出することができる点⁴で輸出手続きが大きく異なる。

¹ 「关于《民用航空领域相关两用物项出口凭证管理办法》公开征求意见的通知」（中華人民共和国商務部サイト 2026 年 10 月 13 日）別添 1※機械翻訳

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2026/art_6878d2c700114ad39a0e1d3958b02ee6.html

² 国内外での点検修理等に伴う中国からの輸出（再輸出）や、民間航空機部品の国外補修、備品・スペアパーツの輸出など特定の輸出行為を対象としている。

○両用品目輸出管理条例第 19 条【CISTEC 仮訳】

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021_yaku.pdf#page=6

³ 「商务部、海关总署令 2006 年第 6 号公布《民用航空零部件出口分类管理办法》」（中華人民共和国商務部サイト 2006 年 8 月 14 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2006/art_727a9d901b794489b1b30b71bcd20d50.html

⁴ 商務部会見において、今般の制度の考慮事項として「案件ごとに許可証を申請する必要はなく、関連情報を登録・申告した後、自動的に輸出証明書が発行され、自主的に輸出することができる」と説明している。

他方で、事前手続きを簡素化する一方、輸出後の早急な報告、新たにエンドユーザー・エンドユースの誓約書等の保存文書の追加、輸出証明書の使用状況に係る監督検査の協力義務、罰則の調整、商務部及び税関との連携強化等など、事後的な管理の厳格化に関する規定が整備されている。

今般の背景について、商務部の会見⁵によれば、両用品目に該当する民間航空機分野で使用されるエンジン、慣性航法装置等について、同部は2006年に民間航空部品輸出分類管理弁法を制定⁶したが、2024年12月、両用品目輸出管理条例が制定されたことに伴い、同法も最新の規定に基づき相応の調整⁷を行う必要があるとしており、意見公募等を経て、今後、正式に公布されるものと想定される。

1. はじめに

意見募集稿は、全22条で構成されており、立法目的（第1条）、対象品目に係る輸出証明書制度の適用（第3条）、適用主体（第4条）、適用対象行為（第5条）、登録手続き（第6条）、輸出証明書の効力管理（第10条）、無効・失効（第11条）、輸出後の報告（第13条）、文書保存（第15条）、当局による使用状況の監督検査（第16条）、罰則（第17条～第20条）、国外での展示、実演等による無人航空機の輸出に係る適用規定（第21条）等からなる。

商務部の会見によれば、2024年に制定された、両用品目輸出管理条例の公布後、輸出証明書制度を初めて具体的に実施した例であり、航空関連企業によるコンプライアンスに沿った国外修理、スペアパーツの輸出など低リスクの輸出を円滑化し、民間航空の旅客機及び貨物機の部品供給サイクルを短縮し、民間航空の安全の維持、民間航空産業の国際化発展の支援、関連する付帯サービス業の競争力強化に資すると説明している。

2. 概要

主な規定の概要（詳細は原典を参照）は以下のとおり。

「商务部安全与管制局负责人就《民用航空领域相关两用物项出口凭证管理办法》（征求意见稿）答记者问」（中華人民共和国商務部サイト 2026年10月13日）別添2※機械翻訳

https://www.mofcom.gov.cn/sywxwb/art/2026/art_7e0a0aec73234c47ae9de7b2e645a6ab.html

⁵ 前掲「商务部安全与管制局负责人就《民用航空领域相关两用物项出口凭证管理办法》（征求意见稿）答记者问」（中華人民共和国商務部サイト 2026年10月13日）

⁶ 国外での修理やリース等の輸出形態において、有効期間内に複数回の通関を可能とする輸出許可証を取得することを可能とし、航空関連企業によるエンジン、慣性航法装置等の部品の国外修理を円滑化し、民間航空の安全及び産業の発展を促進したとしている。

⁷ 意見募集稿第22条において、2006年制定の民間航空部品輸出分類管理弁法を廃止する旨の規定がある。

① 立法目的（第 1 条）

制定目的について、民間航空分野の関連両用品目に係る輸出証明書について、両用品目輸出管理条例に基づき規範的に管理することとしている。

② 対象品目に係る輸出証明書制度の適用（第 3 条）

適用対象品目（意見募集稿の別添）を以下のとおりとし、条件（第 4 条）を満たす輸出者は両用品目輸出管理条例第 19 条に基づく輸出証明書制度を適用することができる（商務部は公告により対象品目を追加又は削除可）。

【対象品目一覧】

- ✓ 2B230 燃料制御装置、圧力センサー
- ✓ 7A101 航空慣性航法装置
- ✓ 7A102 ジャイロスコープ、予備飛行データ基準装置
- ✓ 7A106 飛行高度計
- ✓ 9A101 ターボファンエンジン

③ 適用主体（第 4 条）

航空運送事業者、航空機整備など航空関連法規の資格や許可を取得している企業のほか、売上高 20 億元以上の航空分野の規制品目の輸出入を専業とする企業（内部コンプライアンス制度を構築）や、国内に所在する航空機製造や対象品目を製造している企業が適用対象となる（輸出管理違法行為によって刑事処罰や行政処罰を受けたことがある場合や、輸出規制管理リスト掲載企業等が設立した国内企業など、両用品目輸出管理条例第 20 条第 1 項に該当する場合は適用対象外）。

- ✓ 《大型航空機公共航空運送事業者運航適格認定規則》に基づき、大型航空機公共航空運送事業者の資格を取得した組織、及び航空機の修理・メンテナンスのために専ら設立したその下部組織
- ✓ 《外国公共航空運送事業者運航適格認定規則》に基づく、適格な国外の公共航空運送事業者
- ✓ 《民間航空機整備組織適格認定規則》に基づき、民間航空機整備許可を取得した組織
- ✓ 年間平均売上高 20 億元以上で航空分野の規制品目の輸出入を専業とする企業で、内部コンプライアンス制度を構築し、且つ運用状況が良好であるもの
- ✓ 本部が中国国内に所在する航空機製造企業、又は中国国内で別添に記載された品目を製造する企業

④ 適用対象行為（第 5 条）

中国国内から輸出後、国外から輸入された対象品目について、修理・メンテナンス（一対一の交換を含む）の後に元のユーザーに返送されるものや、国外との賃貸借に伴う輸出（再輸出）など中国国内外間の移動を伴うもののほか、国外に所在する子会社、支店、修理メンテナンス拠点等に対するスペアパーツの輸出等が対象となる（商務部は公告により適用対象を追加又は停止可）。

⑤ 登録手続き（第 6 条）

輸出証明書制度の利用に際して、登録電子システムにおいて、輸出予定品目の情報（仕向地、荷受人、エンドユーザー及びエンドユース、数量及び金額等）を記入し、契約書や品目の技術説明、エンドユーザー等の証明書等の文書を提供する必要がある。

輸出証明書は 1 回（1 ロット）の輸出に限り、有効期間内に輸出を完了後、当該証明書は自動的に失効する。

⑥ 輸出証明書の効力管理（第 10 条）、無効・失効（第 11 条）

商務部は、登録内容が管理政策に適合しない場合や、国の安全及び利益に危害を及ぼす等のリスクを発見した場合、輸出証明書を取り消すことができる（第 10 条）。

輸出者は、国の安全及び利益に危害を及ぼす、又は大量破壊兵器等の開発等やテロリズムの目的に用いられる・エンドユーザーが軍事ユーザーであるなど、知っている、又は知っていたはずである場合や商務部から通知を受けた場合、輸出証明書制度を適用することができない（第 11 条）。

⑦ 輸出後の報告（第 13 条）

輸出完了後、輸出者は、品目が国外で受領された後 7 日以内に、商務部に登録電子システムにおいて実際の輸出状況を報告しなければならない。

⑧ 文書保存（第 15 条）

輸出者は、輸出に関するエンドユーザー・エンドユースの誓約書、契約書、録音、録画物等の関連文書（輸出品目のシリアル番号又は識別番号の管理台帳の作成要）を 5 年以上保存しなければならない。

⑨ 当局による使用状況の監督検査（第 16 条）

商務部又はその委託を受けた省級商務主管部門は、輸出者による民間航空分野に関連する輸出証明書の使用状況について監督検査を行うことができ、輸出者はその協力義務がある。

⑩ 罰則（第 17 条～第 20 条）

輸出証明書に記載されたエンドユーザー・エンドユース、品目の種類が異なる等の無許可輸出（第 17 条）、正当な理由なく輸出者が未使用の輸出証明書を数次抹消するなどの登録濫用行為（第 19 条）、報告義務違反（第 20 条）に対する罰則等がある。

⑪ 国外での展示、実演等による無人航空機の輸出に係る適用規定（第 21 条）

両用品目輸出管理リストに規定された規制対象の無人航空機について、国外に赴いて展示、実演した後国内に戻す場合や、輸出後に国内において修理・保守サービスを提供した後、エンドユーザーに返送する場合等における適用に関する特別規定を置いている。

3. おわりに

今般の意見募集稿においては、前述のとおり、従来と異なり、事前の輸出手続きを簡素化する一方で、事後的な管理の厳格化により、不正な輸出等を防止するための規定が整備されており、輸出証明書の取り消すことも可能としている。商務部の会見においても、「輸出後の報告義務の設定等の措置を通じて円滑化措置の濫用を防止し、航空局、税関等の関連部門と監督管理の連携を形成し、リスクのある輸出を速やかに阻止し、国の安全と利益を守る」としている。

日本企業が仮に中国と対象部品に関連する取引を行う場合において円滑化な輸出を実現することができる可能性がある一方で、例えば、中国より対象品目を賃借し、使用終了後に中国に返送（再輸出）する場合において、廃棄や滅失又は不可抗力の原因により中国に対し返送できない場合、エンドユーザーや輸入者は商務部の要求に基づき状況を説明し、調査等への協力義務（第 8 条）もあり、国外企業においても適切な管理が求められていることなどに留意する必要がある。

以上

※機械翻訳

《民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法》の意見公募に関する通知⁸

民間航空分野に関連する両用品目の輸出許可管理を規範化するため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》に基づき、《民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法》（意見募集稿）を研究・起草した。ここに社会に向けて意見を公開募集する。公衆は以下の方法により意見を提出することができる：

電子メール：minhangckpz@mofcom.gov.cn

ファックス：010-65197565

書簡：北京市東城区東長安街 2 号商務部安全・管理局、郵便番号 100731

電子メールの件名、ファックスの一枚目又は封筒上に“民間航空分野関連両用品目輸出証明書管理”と明記してください。

意見提出の締切日は 2026 年 11 月 13 日とする。

付属文書：

《民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法》（意見募集稿）.wps

商務部産業安全・輸出入管制局

2026 年 10 月 13 日

⁸ 「关于《民用航空领域相关两用物项出口凭证管理办法》公开征求意见的通知」（中華人民共和国商務部サイト 2026 年 10 月 13 日）

https://aqygjzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2026/art_6878d2c700114ad39a0e1d3958b02ee6.html

付属文書

民間航空分野関連両用品目輸出証明書管理法（意見募集稿）

第一条〔立法の目的〕

民間航空分野関連両用品目について情報の登録・記入届出方式により輸出証明書を取得することを規範的に管理するため、《中華人民共和国輸出管理法》（以下、輸出管理法と略）及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》（以下、両用品目輸出管理条例と略）に基づいて、本弁法を制定する。

第二条〔主管部門〕

商務部は両用品目輸出証明書の主管部門である。

省級商務主管部門は本弁法の規定に基づいて、本地区の関連両用品目輸出証明書に対して日常の監督管理を行う。

商務部、税関総署は密接に協力し、情報共有を強化する。

第三条〔定義〕

本弁法の別添に記載された民間航空分野の両用品目を輸出する場合、条件を満たす輸出者は、両用品目輸出管理条例第十九条に規定する情報の登録・記入届出方式により輸出証明書を取得する制度（以下、“両用品目輸出証明書制度”と略）を適用することができる。

商務部は公告を公布し、本弁法を適用することができる民間航空分野の両用品目を追加又は削減することができる。

第四条〔適用主体〕

以下の条件のいずれかを満たす輸出者は、両用品目輸出証明書制度を適用することができる：

（一）《大型航空機公共航空運送事業者運航適格認定規則》に基づき、大型航空機公共航空運送事業者の資格を取得した組織、及び航空機の修理・メンテナンスのために専ら設立したその下部組織；

（二）《外国公共航空運送事業者運航適格認定規則》に基づく、適格な国外の公共航空運送事業者；

（三）《民間航空機整備組織適格認定規則》に基づき、民間航空機整備許可を取得した組織；

（四）年間平均売上高 20 億元以上で航空分野の規制品目の輸出入を専業とする企業で、内部コンプライアンス制度を構築し、且つ運用状況が良好であるもの；

(五) 本部が中国国内に所在する航空機製造企業、又は中国国内で別添に記載された品目を製造する企業。

以上の状況の範囲に該当しない輸出者が特殊な必要性により一時的に輸出する場合、商務部の許可を得て、特定の期間、特定の状況下で両用品目輸出証明書制度を適用することができる。

輸出者に両用品目輸出管理条例第二十条第一項に規定する状況がある場合、両用品目輸出証明書制度を適用してはならない。輸出する必要がある場合、輸出者は法に基づいて両用品目輸出個別許可を申請することができる。

第五条〔適用状況〕

本弁法第四条の規定を満たす輸出者が民間航空分野関連両用品目を輸出する場合、以下の状況のいずれかに該当するときは、両用品目輸出証明書制度を適用することができる：

- (一) 輸入して修理・メンテナンスした後、元のユーザーに返送する；
- (二) 中国原産の品目が輸出許可を取得した後、国外に輸出され、損傷等の原因により輸入して修理・メンテナンスした後、機能を回復できない場合、元の品目と同一又は性能が基本的に一致する品目的一对一で交換して輸出する；
- (三) 国外から品目を賃借・借用し、使用終了後、国外の所有者又は所有者が指定するその他のユーザーに返送する；
- (四) 品目を輸出して国外の組織に賃貸、貸与し、賃貸又は貸与期間の満了後に再輸入する場合、賃貸又は貸与期間は1年を超えない；
- (五) 品目を輸出し、中国民用航空局が認証した整備組織に輸送して修理・メンテナンスを行い、合理的な期間内に再輸入する、又は元の品目と同一若しくは性能が基本的に一致する品目的一对一で交換する；
- (六) 輸入した品目が使用できないため、元の輸出者に返送する；又は保税区等の税関特殊監督管理区域に輸入され、中国国内で実際に使用されていない品目を、元の輸出者に返送する；
- (七) 本弁法第四条第一項第一号の主体が運航する航空機について、品目が国外で損傷した場合、中国国内から相応する品目的一对一で手配して輸出し、メンテナンスを行う；
- (八) 国外に所在する子会社、支店、事務所、修理・メンテナンス拠点に合理的な数量のスペアパーツを輸出する；
- (九) 商務部が許可するその他の状況。

商務部は公告を公布し、本弁法を適用することができる状況を追加又は適用停止することができる。

第六条〔登録〕

輸出者が登録手続を行う際、要求に基づき輸出証明書登録電子システムにおいて輸出予定品目の規制コードを選択し、輸出仕向地、受取人、エンドユーザー及び最終用途、数量、金額等の情報を記入し、以下の文書を提供しなければならない：

- (一) 申請者の法定代表人、主要経営管理者及び担当者の身分証明書、連絡先；
- (二) 今回の輸出に関する契約書、又は第五条の具体的状況を適用できることを証明するその他の文書；
- (三) 輸出予定品目の技術説明又は検査報告書；
- (四) エンドユーザー及び最終用途の証明書；
- (五) 輸入業者及びエンドユーザーの状況説明；
- (六) 輸出予定両用品目のシリアル番号（シリアル番号がない場合は、唯一の、追跡・検証可能な製品識別コードを提供しなければならない）；
- (七) 商務部が要求するその他の文書。

登録後、電子システムは輸出証明書を生成する。輸出証明書は一回（一ロット）のみ使用することができる。輸出証明書は生成後 60 日以内有効とし、期限を超えた場合は失効する。有効期間内に輸出を完了した場合、輸出証明書は自動的に失効する。

登録時に、電子システムが管理政策等の原因により登録できない旨を表示した場合、輸出者は輸出前に商務部に両用品目輸出個別許可又は包括許可を申請しなければならない。

第七条〔代理手続〕

登録は輸出者が行わなければならない。外国航空会社の路線運航許可を取得した国外の航空会社は、本弁法第四条第一項第一号の規定を満たす輸出者に代理で登録手続を行わせることができる。代理人及び被代理人は書面による代理契約を締結し、登録時に提出しなければならない。代理人、被代理人は同時に本弁法の要求に基づいて原始文書の記録を保存しなければならない。

第八条〔報告〕

本弁法に規定する両用品目が修理・賃貸等の原因により輸出され、再輸入することを予定していたが、廃棄、滅失又は不可抗力の原因により再輸入することができない場合、輸出者は直ちに商務部に報告しなければならない。輸出者、エンドユーザー、輸入業者は要求に基づいて状況を説明し、後続の調査及び処理に協力しなければならない。

第九条〔税関通関〕

輸出証明書を使用して民間航空分野関連両用品目を輸出する場合、輸出貨物の荷主又は通関代行業者は、税関申告時に輸出証明書を同時に提出しなければならない。輸出者が無効又は失効した輸出証明書を用いて輸出申告した場合、税関は通関を許可せず、法に基づいて処理する。

第十条 〔輸出証明書の効力管理〕

商務部は、関連する登録が管理政策に適合しない、又は国の安全及び利益に危害を及ぼす等のリスクが存在することを発見した場合、輸出証明書を取り消し、輸出者に通知し、法に基づいて処理することができる。

登録後、商務部が輸出者にその他の文書資料の追加提出を通知した場合、輸出者は要求された期限内に追加提出しなければならない。商務部が登録された情報又はアップロードされた文書に疑問がある場合、輸出者に質問することができる。資料の追加提出及び質問の期間中、輸出者は輸出活動を一時的に停止しなければならない。追加提出された資料の確認又は質問の終了後、商務部は輸出者に輸出証明書の使用を再開できること、又は輸出証明書が既に取り消されたことを速やかに通知しなければならない。

輸出証明書の有効期間内に、商務部が輸出者の提供した連絡先を通じて輸出者に連絡することができず、関連する状況を確認できない場合、その輸出証明書を取り消すことができる。

登録後、輸出者が輸出証明書により輸出しなくなった場合、失効前に速やかに証明書を抹消しなければならない；抹消時に前項に規定する資料の追加提出又は質問の期間中である場合、資料の追加提出又は質問への回答を行わない。

第十一条 〔輸出証明書の無効又は失効〕

輸出者が、以下の状況が存在することを知っている若しくは知っているべきである場合、又は商務部から通知を受けた場合、両用品目輸出証明書制度を適用してはならない：

- （一） 国の安全及び利益に危害を及ぼす、又は大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産若しくは使用に用いられる、又はテロリズムの目的に用いられるリスクが存在する；
- （二） 最終用途が軍事用途である、又はエンドユーザーが軍事ユーザーである。

登録時に以上の状況が存在する場合、輸出証明書は当初から無効とする。輸出者が既に輸出証明書を取得した後に、関連する状況が発生した場合、輸出証明書は関連する状況が発生した時から失効する。

輸出者が電子システムにアップロードした文書が要求に適合しない、又は偽造、変造された文書である場合、取得した輸出証明書は当初から無効とする。

第十二条 〔証明書の失効又は無効後の処理〕

商務部により取り消された輸出証明書は当初から無効とする。輸出証明書が無効又は失効した場合、輸出者は直ちに輸出活動を停止しなければならない。引き続き輸出する必要がある場合、輸出者は両用品目輸出個別許可又は包括許可を申請しなければならない。

第十三条 〔輸出後の報告〕

輸出完了後、輸出者は、品目が国外で受領された後7日以内に、輸出証明書登録電子システムにおいて商務部に実際の輸出状況を報告しなければならない。貨物を再輸入しなければならない場合、再輸入後7営業日以内に、商務部に再輸入の状況を報告しなければならない。

第十四条 〔危害の軽減〕

輸出者が輸出証明書に基づいて輸出の全部又は一部を完了した後、輸出活動に輸出管理法第十二条第三款第一項から第三項に規定する状況が存在する可能性があることを発見した場合、速やかに商務部に報告し、危害を軽減及び除去する措置を講じ、調査・処理に協力しなければならない。

第十五条 〔文書の保存〕

輸出者は、両用品目の輸出に関するエンドユーザー及び最終用途の証明及び誓約、契約書、送り状、帳簿、証票、記録、文書、業務書簡・通信文、録音・録画物及びその他の関連資料を適切に保存し、輸出品目のシリアル番号又は一意の識別番号について管理台帳を作成しなければならない。保存期間は5年以上としなければならない。商務部は関連資料を閲覧及び複製することができる。

第十六条 〔コンプライアンス及び検査を受ける義務〕

商務部又はその委託を受けた省級商務主管部門は、輸出者による民間航空分野関連両用品目輸出証明書の使用状況について監督検査を行うことができ、輸出者は協力しなければならない。

第十七条 〔無許可輸出〕

以下の状況は、許可を得ずに無断で両用品目を輸出することに該当し、輸出管理法第三十四条の規定に基づいて処罰する：

- (一) 輸出者の実際の輸出状況が、輸出証明書に明記された品目の種類、管理コード、エンドユーザー及び最終用途、仕向地等の重要な要素と一致しない場合；
- (二) 輸出者が輸出証明書を取得する際に故意に虚偽の文書又は情報を使用し、且つ当該証明書により輸出を完了した場合；
- (三) 輸出証明書が無効又は失効していることを知っている又は知っているべきであるにもかかわらず、両用品目輸出個別許可又は包括許可を申請せず、引き続き輸出した場合；
- (四) 輸出証明書を使用して輸出した後、再輸入しなければならないにもかかわらず、期限どおりに再輸入せず、且つ正当な理由がない場合；
- (五) 本弁法第五条第一項第八号に規定する状況に該当し、輸出するスペアパーツが合理的な数量を超え、且つ既に生産された型式の航空機のメンテナンス以外のその他の用途に転用されていないことを証明できない場合；
- (六) 輸出者に両用品目輸出管理条例第二十条に規定する状況が存在するにもかかわらず、なお登録して両用品目輸出証明書を取得し、且つ輸出を完了した場合。

第十八条 〔代理登録規定違反に対する処罰〕

輸出者が本弁法第四条、第七条の規定に違反し、その他の組織及び個人のために輸出証明書の登録手続を行った場合、両用品目輸出許可証を詐取することに該当し、輸出管理法第三十五条に基づいて輸出者及び関連する組織及び個人を処罰する；第四条の規定を満たさない組織及び個人が既に登録に基づいて輸出した場合、許可を得ずに両用品目を輸出することに該当し、輸出管理法第三十四条に基づいて処罰する。

第十九条 〔登録の濫用に対する処罰〕

輸出者に以下の状況のいずれかがある場合、商務部はその輸出証明書制度の適用を一時停止し、是正を命じることができる；情状が深刻な場合、その輸出証明書制度の適用を禁止し、3 万元以下の罰金を科す。

- (一) 輸出者が正当な理由なく、半年以内に未使用の輸出証明書を 6 回以上（6 回を含む）抹消した場合；
 - (二) 輸出者が第十四条の要求に従わず、危害を軽減及び除去する措置を講じない、又は調査・処理に協力しない場合；
 - (三) 輸出者が第十五条の要求に従わず、輸出に関連する文書資料を保存しない場合。
- 輸出者の内部コンプライアンスに重大な問題が存在する場合、商務部はその輸出証明書制度の適用を一時停止することができる。

第二十条 〔報告義務違反に対する処罰〕

本弁法に規定する報告義務に違反した場合、両用品目輸出管理条例第四十条の規定に基づいて処罰する。

第二十一条 〔無人航空機への適用に関する特別規定〕

両用品目輸出管理リストに記載された無人航空機（以下、“規制対象無人航空機”と称する）について、両用品目輸出許可の申請及び使用記録を有し、且つ両用品目輸出管理条例第二十条第一項に規定する状況が存在しない無人航空機の輸出企業及び生産企業が、国外に赴いて規制対象無人航空機を展示、実演して中国国内に戻す場合、又は既に輸出した規制対象無人航空機に修理・保守サービスを提供した後、元のエンドユーザーに返還する場合、又は商務部が許可するその他の規制対象無人航空機を輸出する状況において、輸出について本弁法を参照して適用することができる。

中国救援チームが応急管理部の同意を得て、自然災害等の非戦争突発事態における国際緊急救援に参加する場合、規制対象無人航空機を携行して輸出するときは、当該輸出について本弁法を参照して適用することができる。

第二十二条 〔施行日〕

本弁法は 年 月 日から施行する。商務部 税関総署 2006 年第 6 号令《民間航空部品輸出分類管理弁法》は同時に廃止する。《民間航空部品輸出分類管理弁法》に基づいて取得した輸出許可批准書は有効期限満了日まで引き続き有効とする。

別添：民間航空分野において輸出証明書制度を適用する両用品目リスト

別添

民間航空分野において輸出証明書制度を適用する 両用品目リスト

2B230 燃料制御装置、圧力センサー

7A101 航空慣性航法装置

7A102 ジャイロスコープ、予備飛行データ基準装置

7A106 飛行高度計

9A101 ターボファンエンジン

注：以上の品目はいずれも民間航空機に使用される品目である。関連品目が中国国外で製造され、中国国内で実際に使用される場合、中国民用航空局が発行する耐空許可を取得し、且つ中国民用航空局に届出がなされた品目でなければならない。

商務部安全・管理局責任者、《民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法》（意見募集稿）について記者の質問に回答⁹

最近、商務部は《民間航空分野に関連する両用品目の輸出証明書管理弁法》（以下、《弁法》と略）（意見募集稿）について、社会に向けて意見を公開募集した。商務部安全・管理局責任者は、《弁法》の立法を推進することに関する問題について記者の質問に回答した。

問：《弁法》（意見募集稿）の立法の背景について紹介してください。

答：民間航空分野で使用されるエンジン、慣性航法装置等の品目は両用品目に該当する。2006年、商務部は《民間航空部品輸出分類管理弁法》を公布・施行し、民間航空分野の関連品目の国外修理、賃貸等の輸出形態について、輸出者は毎年輸出許可批准書の手続を行うことができ、有効期間内に複数回通関することができ、航空企業によるエンジン、慣性航法装置等の部品の国外修理を円滑化し、民間航空の安全及び産業の発展を促進した。

2024年12月、《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》（以下、《条例》と略）が発効した。《条例》は輸出管理の許可管理制度を調整し、《民間航空部品輸出分類管理弁法》は最新の規定に基づいて相応の調整を行う必要がある。これまで、我々はアンケート調査、現地訪問、部門座談会等の方式を通じて立法調査を真摯に実施し、これを基礎として《弁法》を研究・起草した。

問：《弁法》（意見募集稿）の主な考慮事項について紹介してください。

答：《弁法》は、民間航空企業が関連品目を修理、メンテナンス、賃貸等の合理的な用途のために輸出する場合、個別に許可証を申請する必要はなく、関連情報

⁹ 「商务部安全与管理局负责人就《民用航空领域相关两用物项出口凭证管理办法》（征求意见稿）答记者问」（中华人民共和国商务部サイト 2026年10月13日）

https://www.mofcom.gov.cn/sywxwb/art/2026/art_7e0a0aec73234c47ae9de7b2e645a6ab.html

を登録・記入届出した後、自動的に輸出証明書を取得し、自ら輸出することを規定している。

《弁法》は主に以下のいくつかの面を考慮している：一つ目は、《条例》の制度設計を実施し、《条例》の公布後、輸出証明書制度を初めて具体的に実施することであり、異なる輸出状況に対する段階別・分類別管理の実現に資し、輸出管理体系をさらに整備し、監督管理の効率を向上させる。二つ目は、発展と安全を統一的に計画することを堅持し、適用主体及び状況の限定、輸出後の報告義務の設定等の措置を通じて、円滑化措置の濫用を防止する。中国民用航空局、税関総署等の関連部門と監督管理の連携を形成し、リスクのある輸出を速やかに阻止し、国の安全と利益を守る。三つ目は、航空企業によるコンプライアンスに沿った輸出を円滑化し、国外修理、スペアパーツの輸出等の低リスクの状況については、登録後直ちに輸出できるようにし、輸出許可承認書の人的審査及び紙の証明書類と比較して、ペーパーレス通関を実現することができ、民間航空の旅客機及び貨物機の部品供給サイクルを短縮し、民間航空の安全の維持、民間航空産業の国際化発展の支援、関連する付帯サービス業の競争力強化に資する。

問：《弁法》（意見募集稿）の主な内容について紹介してください。

答：《弁法》（意見募集稿）は全二十二条であり、主に以下の内容を規定している：

一つ目は適用主体である。国内航空会社（貨物航空会社を含む）、国外航空会社、航空機整備企業、年間平均売上高 20 億元以上で航空資材の輸出入を専業とする企業、航空機及び関連品目の製造企業等を含む。二つ目は適用状況である。国外修理、メンテナンス、交換、損傷品目の返送等；輸入して修理する場合及び保税區からの返送；本部が国内に所在する航空機製造企業による合理的な数量のスペアパーツの輸出を含む。このほか、国外での展示、実演、国際緊急救援への参加のための無人航空機の輸出について、本弁法を参照して適用できると規定している。三つ目は登録及び通関手続である。《弁法》（意見募集稿）は、登録に必要な資料、輸出証明書の有効期間及び効力が変化する状況、税関通関手続等を規定している。四つ目は管理上の要求である。代理手続を行うことができる状況を制限し、不適格な主体による“証明書の不正利用”を防止する；報告及びコンプライアンス上の要求を強化し、輸出者は要求に基づいて輸出証明書の使用状況及びその他の異常な状況を報告し、文書保存義務等を履行しなければならない；主管機関に事後管理権限を付与し、疑義のある輸出について資料の追加

提出を求めることができ、特殊な状況下では証明書を取り消すことができる等である。五つ目は行政処罰である。《弁法》（意見募集稿）は、輸出管理法、両用品目輸出管理条例の規定に基づき、関連する行政処罰を詳細化している。

問：《弁法》について、今後どのような予定がありますか。

答：今後、商務部は意見公開募集によるフィードバックの状況に基づいて《弁法》を整備し、《弁法》の早期公布を推進し、航空企業によるコンプライアンスに沿った輸出を円滑化する。